

網走市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性的指向や性自認に伴う差別や偏見などによる、日常生活の困難や生きづらさの軽減を図り、誰もが性別・性自認・性的指向に関わらず個人として尊重され多様な選択ができる社会の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者又は性自認や性的指向が定まっていない者若しくは持たない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力しあうことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有する又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がないこと。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、宣誓をしようとする者双方が、自ら必要事項を記入したパートナーシップ宣誓書(第1号様式)(以下「宣誓書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長へ提出して行うものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、他の一方のパートナー又は両者の立合いの下で他の者に代筆させることができる。

- (1) 宣誓しようとする両者の住民票の写しその他現住所を証する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)又は本市への転入を予定していることが分かる書類
 - (2) 宣誓しようとする両者の戸籍全部事項証明書(謄本)その他配偶者がいないことを証明する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)
 - (3) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。
- (1) マイナンバーカード(個人番号カード)
 - (2) 旅券(パスポート)
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げる書類のほか、官公庁が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 3 宣誓をしようとする者は、宣誓の日時等について事前に市と調整するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に必要があると認める場合、宣誓において通称名を使用することができる。

- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、第4条第1項に掲げる書類のほか、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項に規定する提出書類を確認し、第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、宣誓した者（以下「宣誓者」という。）に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（第3号様式）（以下これらを「受領証等」という。）並びに宣誓書の写しを交付する。

(子に関する記載)

第7条 宣誓をしようとする者の一方又は双方と同居し、かつ生計を一にする未成年の実子又は養子（以下「子」という。）がいる場合であって、受領証等に当該子について記載を希望するときは、子に関する届出書（第4号様式）に、宣誓をしようとする者と当該子の関係を確認できる書類、当該子の年齢及び同居の事実を確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。既に宣誓を行った者が新たに子の記載を希望するときも同様とする。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による子に関する届出書の提出について準用する。

(受領証等の再交付)

第8条 第6条の規定により受領証等の交付を受けた者で、当該受領証等を紛失、毀損等の理由により再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式）により申請をすることができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定により申請があったときは受領証等を再交付する。

(受領証等の変更)

第9条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容及び受領証等の記載事項に変更が生じたときは、次条第1項のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届（第6号様式）（以下「変更届」という。）に受領証等及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しないものとする。

(1) 戸籍上の改姓又は改名の場合にあつては、戸籍全部事項証明書（謄本）その他戸籍上の氏名を証する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）

(2) 住所の変更の場合にあつては、住民票の写しその他現住所を証する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による変更届の提出について準用する。

3 市長は、第1項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付する。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第7号様式）（以下「返還届」という。）に受領証等を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しないものとする。

(1) パートナーシップが解消されたとき

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき

(3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき

(4) 第3条第3号から第5号までに規定する要件に該当しなくなったとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による返還届の提出について準用する。

3 市長は、第1項第1号、第4号及び第5号に該当する場合で、宣誓者のいずれか一方により返還届の提出があったときは、返還届を受理した後、遅延なくもう一方の宣誓者に対し、当該返還届を受理したことを通知するものとする。

4 市長は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当し、返還届の提出がないときは第1項各号のいずれかに該当する事実が確認できた日をもって受領証等が返還されたとみなすことができる。

5 市長は、第1項の規定により受領証等を返還されたとき又は前項の規定により受領証等が返還されたとみなしたときは、当該受領証等の交付番号を公表することができる。

(宣誓の無効)

第 11 条 宣誓は、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき
 - (2) 宣誓者が宣誓をした時点において第 3 条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき
 - (3) 虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付（再交付を含む。）を受けたとき
 - (4) 受領証等を不正に使用したとき
- 2 前項の規定により宣誓が無効となった者は、直ちに受領証等を市長へ返還しなければならない。
- 3 市長は、第 1 項の規定により無効としたときは、当該受領証等の交付番号を公表することができる。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第 12 条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）に加入している自治体（以下「構成自治体」という。）において受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた者が、構成自治体間での住所異動後もパートナーシップの継続を希望するときは、ネットワーク規約第 3 条第 2 項の規定に基づき、受領証等の交付を受けることができる。

- 2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）はパートナーシップ宣誓継続申告書（第 8 号様式）（以下「継続申告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 転出地である構成自治体が交付した受領証等類似書類
 - (2) 継続申告者である両者の住民票の写しその他現住所を証する書類（提出日前 3 か月以内に発行されたものに限る。）
- 3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の規定による継続申告書の提出について準用する。
- 4 第 2 項の規定により書類の提出があった場合、遅延なく転出地である構成自治体にその旨を通知する。
- 5 第 8 条の規定は、第 1 項の規定により受領証等の交付を受けた者の再交付について準用する。
- 6 第 9 条の規定は、第 1 項の規定により受領証等の交付を受けた者の変更届の提出について準用する。
- 7 第 10 条の規定は、第 1 項の規定により受領証等の交付を受けた者が、第 10 条第 1 項に該当した場合の受領証等の返還について準用する。

(東オホーツク定住自立圏域での連携)

第 13 条 前条に掲げる事項のほか、第 1 号様式、第 4 号様式、第 5 号様式、第 6 号様式、第 7 号様式及び第 8 号様式については、東オホーツク定住自立圏の構成自治体（斜里町、清里町、小清水町及び大空町）において提出することができるものとする。

(宣誓書の保存)

第 14 条 市長は、宣誓書等を第 10 条第 1 項の規定により受領証等が返還された日、第 10 条第 4 項の規定により受領証等が返還されたとみなされた日又は第 11 条の規定に該当すると市長が認めた日のいずれか早い日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年間保存するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

施行の日前に、改正前の要綱第 12 条第 1 項の規定により継続使用している受領証等の取扱いについては、なお従前の例による。